

## 徳島市新産業振興施設（仮称）整備業務公募型プロポーザル実施要領

徳島市では、地場産業の振興はもとより、本市の産業を総合的に支援するため、令和元年9月にとりまとめた「徳島市新産業振興施設（仮称）整備計画」（以下「整備計画」という。）に基づき、中心市街地において「人が集まる交流の場」としての機能も備えた新たな産業振興拠点の整備を進めています。

業務の実施体制や施設のデザイン性・機能性など、各提案事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルによる提案を募集することとしました。

この実施要領は、徳島市新産業振興施設（仮称）（以下「新産業施設」という。）を整備するにあたり、設計・施工・施工監理など、整備内容等の提案を求めるために必要な事項を定めるものです。

### 1 整備事業の概要

- (1) 事業名 徳島市新産業施設（仮称）整備業務（以下「本整備事業」という。）
- (2) 発注者 徳島市
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 履行場所 徳島市指定の場所
- (5) 業務内容 徳島市新産業振興施設（仮称）整備業務仕様書のとおり。ただし、今後、選定事業者と提案内容に基づいて協議の上、詳細を定めるものとします。

### 2 委託金額の上限

本整備事業の契約額の上限は、29,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この限度額を超えた提案は受理しないものとします。

ただし、この金額は予算額であり、契約予定価格を示すものではないので注意してください。

なお、上記金額には、別途市が調達を行う什器・備品類の提案に係る見積額は含まないものとします。

### 3 応募資格

本整備事業に応募できる者は、次の資格要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可を得ている者であること。
- (3) (2)のほか、提案する本整備事業の実施について、法令等の規定により、官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けていることが必要である場合には、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けている者であること。
- (4) 本整備事業を的確に遂行できる能力を有し、本市との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者ではないこと。

- (7) 国税及び地方税に滞納がある者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (9) 提案書等の提出期限において、本市の指名停止措置を受けている者ではないこと。

#### 4 日程

- (1) 公募開始日 令和元年10月1日（火）
- (2) 施設見学会 令和元年10月9日（水）（予定）
- (3) 質疑締切日 令和元年10月11日（金）17時
- (4) 提案書等提出締切日 令和元年10月25日（金）17時必着
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング 令和元年11月1日（金）（予定）
- (6) 審査結果通知 令和元年11月上旬（郵送で通知）（予定）

#### 5 応募手続等

##### (1) 施設見学会

本整備事業の履行場所の施設見学会を令和元年10月9日（水）（予定）に実施します。施設見学会に参加を希望する事業者は、令和元年10月8日（火）15時までに担当窓口にて電話にて申し込みしてください。（参加は1事業者につき、2人までとさせていただきます。）

##### (2) 平面図

履行場所1階及び9階の平面図は、公募期間中、徳島市ホームページに掲載します。なお、9階の履行場所に係る「ダクト設備」、「床下配管」、「天井配管」等の図面については、公募期間中、徳島市経済部経済政策課の担当窓口にて希望者に配布します。（断面図等、一部の図面については、窓口での閲覧のみとなります。）

##### (3) 質問及び回答

質問がある場合は、質疑書（様式第4号）により、令和元年10月11日（金）17時までにFAX又は電子メールで徳島市経済部経済政策課まで提出の上、質問書の提出を行った旨について、担当窓口にて電話で報告してください。

（ただし、電話及び直接来庁での質問は受け付けられないものとします。）

質問に対する回答は、個別に通知等をせず、随時、市のホームページにおいて公開する予定です。なお、質問内容が不明確なものには回答しない場合があります。

##### (4) 提案書等提出書類

応募者は、提案書等提出締め切り（令和元年10月25日（金）17時必着）までに、次の書類を徳島市経済部経済政策課の担当窓口にて持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。）により提出してください。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 法人の履歴事項全部証明書（発行日が3か月以内のもの）
- ⑤ 直近の法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（発行日が

3か月以内のもの)

⑥ 直近2年分の法人市民税及び固定資産税に滞納がないことの証明書（発行日が3か月以内のもの）

⑦ 印鑑証明書（発行日が3か月以内のもの）

⑧ 提案書等提出届（様式第5号）

⑨ 事業執行体制（様式第6号）

⑩ 事業実績書（様式第7号）

⑪ 提案書（様式・枚数任意 A4）

⑫ 提案イメージ図面（様式・枚数任意 A4）

※ 履行場所の平面図をもとに、施設全体のイメージ、レイアウト等について、「ショールーム」や「オープンスペース」、「レンタルルーム」や「ものづくり体験エリア」などについて、提案するイメージ図をそれぞれ作成してください。

⑬ 工程表（様式・枚数任意 A4）

⑭ 本整備事業費の見積書及び見積内訳書（人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること）（様式・枚数任意 A4）

⑮ その他、独自提案等がある場合は、必要な参考資料を添付可能としますが、提案の主な内容は、⑪の提案書に記載してください。

#### (5) 提案書等留意事項

・ (4)の提出書類のうち、①から⑦は原本（写し不可）をそれぞれ1部、⑧から⑮は正本を1部、副本を9部それぞれ作成して提出してください。

・ ⑧から⑮の正本1部には、事業者名を記載した任意様式の表紙を付けてください。

・ ⑧から⑮の副本9部には、事業者名を記載していない任意様式の表紙を付け、提出書類中に事業者名が特定される部分については、空欄若しくは黒塗りにし、判別不能にしてください。

## 6 提案内容

### (1) 提案書の様式等

・ A4判サイズとし、様式は任意とします。

・ 提案書のページ数は1部につき10ページ程度を目安とし、最大で20ページ以内としてください。（表紙及び目次等を含みます。）

### (2) 提案書記載内容

提案に当たっては、次の事項を踏まえた上で提案書を作成してください。

※ 記載する順番、項目名等は提案内容等に合わせ、適宜修正して記載してください。

#### ① 「産業振興」と「にぎわい」の拠点施設

徳島市の総合的な産業支援と交流促進の拠点として、整備計画に則した施設となるよう提案してください。

#### ② 徳島市の伝統的な地場産業の魅力が伝わる改修

木工や藍染めなどの地場産品を設備に取り入れるなど、施設自体が地場産業の魅力や情報を発信するような提案をしてください。

#### ③ コスト削減について

改修に要する費用はもちろん、後のメンテナンス費用の削減にも配慮した提案をしてください。また、費用の内訳が分かる総事業費の見積も併せて提案してください。

## 7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

### (1) 実施日時

令和元年11月1日（金）（予定）

- ・ 開始予定時間などの詳細については、応募者に別途連絡します。

### (2) 実施時間

- ・ 1事業所につき、プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分程度とします。
- ・ 応募者が多数の場合、実施時間を短縮することがあります。

### (3) 実施内容

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施してください。
- ② ヒアリングは、提案者に対し提案書の内容などについて質問等を行い、提案者は質問に対し回答を行うものとします。

### (4) その他

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うものとします。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、1事業者につき3人までとします。
- ③ 説明の際、プロジェクター等の使用はできないものとします。

## 8 選考方法等

### (1) 選考方法

本整備事業の委託先は、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、有識者等で構成する選考委員会により、次の審査項目、配点に基づき委員ごとに得点を算定し、平均点（小数点以下を四捨五入）による総得点が最も高い応募者（最高総得点と同点の場合は、本整備事業費の見積額が低い者）を優先交渉事業者として選定します。

ただし、選定委員会の総得点が満点の6割未満である場合には、当該応募者を優先交渉事業者としません。

また、優先交渉事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は優先交渉事業者が前記3の応募資格の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明したときは、次点者に選定された事業者と交渉を行います。

### 【審査項目及び配点】

審査項目		配点
業務内容の理解	・ 本整備事業の趣旨を十分に理解し、委託業務を円滑かつ適切に推進することが期待できるか。	10
業務体制・スケジュール	・ 本整備事業を実施する体制・工程は整っているか。 ・ 本整備事業を遂行するために必要な実績や知識、経験を有しているか。	20
整備方針	・ ショールームの提案は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫され、機能性やデザイン性にも優れた内容となっているか。 ・ オープンスペースの提案は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫され、機能性やデザイン性にも優れた内容	60

	<p>となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタルルームや受付、ものづくり体験などの提案は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫され、機能性やデザイン性にも優れた内容となっているか。</li> <li>・ 施設利用者の利便性や管理方法、その他チャレンジショップなどの設備環境等について、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫され、機能性やデザイン性にも優れた内容となっているか。</li> <li>・ 県産材や地場産品などを取り入れ、施設全体に統一感があり、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫され、機能性やデザイン性にも優れた内容となっているか。</li> <li>・ 本整備事業達成に有意義な独自の提案がされているか。</li> </ul>	
見積金額	10×提案者中の最低見積価格／見積価格 (*小数点以下は四捨五入)	10
合計		100

## (2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、応募者に対し、令和元年11月上旬(予定)に郵送にて通知を行います。優先交渉事業者へは自己の総得点を、優先交渉事業者以外の者へは自己の総得点及び優先交渉事業者の総得点を通知します。

また、徳島市ホームページにも審査結果を公表します。

## (3) 結果通知後の協議

優先交渉事業者との契約は、提案書の内容を踏まえ委託内容について協議を行った上で締結するものとします。

本市での協議は審査結果の通知後から令和元年11月12日(火)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間に行うことを希望します。

※ 上記以外での協議を希望する場合は、その日を申し出てください。

## (4) 契約保証金

契約保証金を要するものとします。なお、契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、徳島市契約規則第31条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除するものとします。

## 9 その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等の内容に関し、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。
- (3) 提出書類等は返却しません。
- (4) 提出書類等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- (5) 提出書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合、提案を無効とします。
- (6) 提案者が本整備事業に対して2以上の提案をしたときは、提案を無効とします。
- (7) 提案者が他人の提案の代理をしたときは、提案を無効とします。
- (8) 応募者が1団体のみの場合であっても、選定委員会の総得点が満点の6割未満である場合は、当該応募者を選定事業者としません。

- (9) 提案書等の著作権は提案書等を提出した応募者に帰属するものとします。ただし、本市が本整備事業及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとします。

## 10 提出先及び連絡先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部経済政策課 担当：高橋・坂本

TEL：088-621-5225

FAX：088-621-5196

Eメール：keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp